



“日本の児童保護制度において、一時保護の広範な使用と長期化、および利益相反の可能性のある構造的インセンティブに懸念を表明する。”

— 国連子どもの権利委員会 最終所見（日本、2022年）

公的資金の流れと構造的インセンティブ

児童相談所は、児童、妊産婦又は乳児の福祉を図るため必要があると認めるときは、家庭裁判所の審判を経て、これらの者を児童福祉施設、里親又は医療機関に一時保護することができる。

2 前項の審判は、児童の福祉のため緊急を要するときは、これをしないで行うことができる。

3 (以下略)



児童福祉法33条が存続する真の理由

国連勧告が示す金銭的インセンティブの疑惑



構造的インセンティブ
一時保護・措置の増加 = 予算・収益の増加



国連が認定した『金銭的インセンティブの疑惑』

2019年 国連子どもの権利委員会 対日勧告28項(c)

“ 児童相談所がより多くの児童を受け入れることに対する強力な**金銭的インセンティブ**を有する疑惑があること ”

疑惑の構造：児童を受け入れるほど増加する財源



国・自治体

児童相談所の運営費を公費で負担



運営費・補助金

児童数に応じて予算が増加



児童相談所

より多くの児童を受け入れるほど収入増



受け入れ児童数の増加

児童の増加がさらなる予算増につながる

インセンティブが働く構造



国際社会が
深刻に懸念

国連子どもの権利委員会は、児童相談所がより多くの児童を受け入れることに対する強力な金銭的インセンティブを有する「疑惑があること」を明記し、日本政府に対して改善を求めました。

出典：国連子どもの権利委員会 対日審査 総括所見（2019年）
CRC/C/JPN/CO/5-6, para. 28(c)

年間8,000億円の社会的養護予算—利権の規模

8,000億円

社会的養護予算（年間総額）

巨額の公的資金
利権構造の温床

純計総額（重複除外）

約8,000億円

※国から地方への
交付金の重複を除く

地方の純粋な独自財源
約4,000億円

国の直接負担分
約4,033億円

予算の配分先（社会的養護システム）



児童相談所

相談・調査・一時保護など



児童養護施設

入所・生活支援・自立支援など



里親

委託費・養育支援・研修など

※本資料は公開情報に基づく概算であり、正確な金額は年度・制度により変動します。
出典：厚生労働省「社会的養護関係予算資料」、こども家庭庁「こども家庭庁予算概要」等を基に作成

出典：総務省「令和8年度地方財政計画」（児童虐待防止・社会的養護等対策経費）、こども家庭庁「令和8年度予算の概要（社会的養護関係）」（社会的養護向け予算：4,033億円）

※純計総額は国から地方への交付金の重複を除外した正味の額

予算確保のカラクリ — 『保護見込み数』という制度設計

予算の計算式

年間保護見込み数



×

児童1人当たり
保護単価



=

一時保護予算
(児相総予算の2/3)

横浜市児童相談所予算構成 (2018年度)



総額: 11億4,154万円

1 年間保護見込み数の設定

自治体は前年度の実績や国の基準等を基に、「年間保護見込み数」を設定し、予算を要求・獲得する。

2 子どもを保護

設定した「見込み数」に基づき、一定数の子どもを家族から引き離し、一時保護を行う。

3 予算執行

保護した子どもの数に応じて一時保護にかかる費用を執行 (=保護単価 × 保護人数)

4 次年度予算確保

実績が「見込み数」に達すれば、次年度も同程度の予算を確保できる。(国・自治体の評価指標にも影響)

見込み数に達しないと
予算削減



この制度設計は、結果として「子どもの最善の利益」よりも「予算確保の論理」を優先させるインセンティブを生み出している。

⚠ 構造的問題

児童相談所は予算で見積もられた数だけ子どもを家族から引き離さなければ、次年度の予算が減額され、運営が成り立たなくなる仕組みになっています。



「保護すること」が目的化する危険な構造

児童福祉法33条が生む金銭的インセンティブ

国連子どもの権利委員会勧告28(c)より

「児童相談所がより多くの児童を受け入れることに対して、強力な金銭的インセンティブが存在する」

児童福祉法 第33条

児童相談所長は、必要があると認めるときは、一時保護を行うことができる



金銭的動機の発生

所長の判断で
保護可能



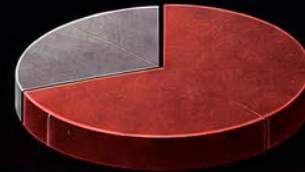
保護数増加の誘因

予算申請の根拠

予算拡大の構造

横浜市実データ:

74.9%



法33条の
条文

広範な
裁量権

保護見込み数の
設定

予算確保の
法的根拠

因果連鎖：法的メカニズムの流れ



法33条が国連勧告が指摘する「金銭的インセンティブ」の法的基盤となっている